



熊本県公報

第 1 1 8 4 0 号
平成 21 年 9 月 11 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	(//) 1
○保安林の指定に関する予定	(//) 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室) 2
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
○道路の供用開始	(//) 3
○漁船保険義務加入の同意の承認(宮野河内加入区)	(団体支援総室) 3
○漁獲共済義務加入に係る契約締結の申込みの同意成立の届出	(//) 3
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援総室) 3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(//) 4
公 告	
○肥料登録	(農業技術課) 4
○団体営土地改良事業施行の同意	(農村計画・技術管理課) 4
○団体営土地改良事業施行の同意	(//) 4
登 載 依 頼	
○平成 22 年度県立高等学校生徒募集定員	(高校教育課) 4
○第 4 回熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会の開催	(//) 9

告 示

熊本県告示第 8 6 2 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 30 条の 2 の規定により告示する。
平成 21 年 9 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町宮野河内字板ノ角 2 4 5 番、2 4 6 番、2 5 2 番、2 5 4 番 3、2 5 8 番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字板ノ角 2 4 6 番・2 5 2 番(以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 8 6 3 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 30 条の 2 の規定により告示する。
平成 21 年 9 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町今富字西ノ川内 1 5 2 2 番から 1 5 2 5 番まで、1 5 2 5 番 2、1 5 2 6 番、1 5 2 7 番 1、1 5 2 7 番 3、1 5 2 9 番、1 5 3 0 番 1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字西ノ川内1526番、1527番3、1523番・1524番・1527番1
 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第864号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
 平成21年9月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市姫戸町二間戸字陳内3117番2、字船津3783番、3813番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字船津3813番2、字陳内3117番2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第865号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
 平成21年9月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
株式会社ケアステーション メルシィ 荒尾市増永647番地12	株式会社ケアステーションメルシィ 大牟田市小浜町191番地9 森川 祐樹	平成21年 9月1日	4310300134	居宅介護 重度訪問介護

熊本県告示第866号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成21年9月11日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成21年9月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	上益城郡甲佐町大字豊内字東園 678番地先から 同町大字豊内字五反田 424番4地先まで	前	11.7 ～ 21.9	291.6	交安統合（交差点改良のため）
			後	12.7 ～		

一般県道	甲佐小川線	上益城郡甲佐町大字豊内字西ノ宮 6 0 9 番 1 地先から 同所 6 1 6 番 1 地先まで	前	38.5 6.7 ～ 10.8	102.8
			後	10.3 ～ 18.9	
一般県道	三本松甲佐線	上益城郡甲佐町大字豊内字五反田 2 4 1 番地先から 同所 5 4 5 番 1 地先まで	前	10.8 ～ 15.5	112.4
			後	11.1 ～ 22.4	

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 9 月 1 1 日

熊本県告示第 8 6 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 9 月 1 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 9 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	本渡苓北線	天草郡苓北町大字志岐 1 7 9 2 番 1 地先から 同所 1 8 1 5 番 1 地先まで	128.0	単道改 (改築 による 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 9 月 1 1 日

熊本県告示第 8 6 8 号

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号。以下「法」という。）第 1 1 2 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意があったものと認めるので、法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。

なお、平成 1 7 年 9 月 1 2 日熊本県告示第 1 0 9 0 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 1 1 3 条の 2 第 1 項の規定により平成 2 1 年 9 月 1 1 日限り消滅するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 1 年 9 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

宮野河内加入区

熊本県告示第 8 6 9 号

漁業災害補償法（昭和 3 9 年法律第 1 5 8 号）第 1 0 8 条第 5 項において準用する同法第 1 0 5 条の 2 第 3 項の規定による届出があり、同法第 1 0 8 条第 2 項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第 5 項において準用する同法第 1 0 5 条の 2 第 4 項の規定により次のとおり公示する。

平成 2 1 年 9 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

義務加入が成立した加入区の区域	区 分
天草漁業協同組合の地区のうち天草市天草町下田の地区	1 0 トン未満の漁船により主として刺網漁業を営む漁業

熊本県告示第 8 7 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成21年9月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターミッキー 宇城市小川町南部田1555番地 1	株式会社タガワブレース	平成21年9月4日

熊本県告示第871号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成21年9月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターミッキー 宇城市小川町南部田1555番地 1	株式会社タガワブレース	平成21年9月4日

公 告

熊本県公告第482号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成21年9月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥 第142 9号	消石灰	70.0 消石灰	アルカリ分 : 70.0	該当なし。	岩崎工業株式会社 熊本県玉名郡玉 東町稲佐301	平成21 年9月1 日

熊本県公告第483号

平成21年6月25日付けで山鹿市長中嶋憲正から協議のあった山下地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成21年9月4日付けで同意したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第7項の規定により公告する。
平成21年9月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第484号

平成21年5月22日付けで西原村長日置和彦から協議のあった宮山地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成21年9月4日付けで同意したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第7項の規定により公告する。
平成21年9月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

熊本県教育委員会告示第12号

熊本県立高等学校学則（昭和40年熊本県教育委員会規則第16号）第4条第2項の規定により、平成22年度の県立高等学校生徒の募集定員を次のように定める。
平成21年9月11日

熊本県教育委員会委員長 中原 盛敏
平成22年度県立高等学校生徒募集定員

(全日制課程)

学 校	学 科 ・ コース	募集定員 (単位:人)
済々黌高等学校	普通科	400
熊本高等学校	普通科	400
第一高等学校	普通科	320
	普通科・英語コース	40
第二高等学校	普通科	320
	理数科	40
	美術科	40
熊本西高等学校	普通科	280
	普通科・体育コース	40
	理数科	40
熊本北高等学校	普通科	280
	理数科	40
	英語科	40
東稜高等学校	普通科	280
	普通科・国際コース	40
	普通科・理数コース	40
湧心館高等学校	普通科	120
	情報処理科	40
玉名高等学校	普通科	320
荒尾高等学校	普通科	120
	普通科・体育コース	40
	理数科	40
南関高等学校	普通科・情報コース	20
	普通科・美術工芸コース	20
	普通科・スポーツコミュニケーションコース	20
	普通科・ヒューマンコミュニケーションコース	20
鹿本高等学校	普通科	240
	普通科・体育コース	40
菊池高等学校	普通科	240
	商業科	80
大津高等学校	普通科	240
	普通科・体育コース	20
	普通科・美術コース	20
	理数科	40
阿蘇中央高等学校(仮称)	普通科(仮称)	120
	総合ビジネス科(仮称)	40
	農業食品科(仮称)	40
	グリーン環境科(仮称)	40
	社会福祉科(仮称)	40
小国高等学校	普通科	80
高森高等学校	普通科	80
御船高等学校	普通科	120
	普通科・芸術コース	40
	電子機械科	80

甲佐高等学校	普通科	40
	普通科・福祉教養コース	40
	ビジネス情報科	40
宇土高等学校	普通科	280
松橋高等学校	普通科	160
	普通科・体育コース	40
	情報処理科	40
	家政科	40
八代高等学校	普通科	280
八代南高等学校	普通科	160
八代東高等学校	普通科・体育コース	40
	商業科	120
	情報会計科	40
氷川高等学校	普通科	120
水俣高等学校	普通科	200
	商業科	40
人吉高等学校	普通科	280
人吉高等学校五木分校	普通科	40
多良木高等学校	普通科	80
	普通科・体育コース	20
	普通科・福祉教養コース	20
天草高等学校	普通科	280
天草高等学校天草西校	普通科	40
天草高等学校倉岳校	普通科	40
牛深高等学校	普通科	80
	普通科・文科コース	40
上天草高等学校（仮称）	普通科（仮称）	120
	情報会計科（仮称）	40
	福祉科（仮称）	40
河浦高等学校	普通科	40
	園芸科学科	40
熊本商業高等学校	商業科	200
	情報処理科	80
	国際経済科	40
	会計科	40
球磨商業高等学校	総合ビジネス科	120
	情報処理科	40
	国際教養科	40
鹿本商工高等学校	商業科	80
	情報管理科	40
	機械科	40
	電気科	40
	電子機械科	40
熊本工業高等学校	機械科	40
	電気科	40
	電子科	40
	工業化学科	40
	繊維工業科	40
	土木科	40

	建築科	40
	材料技術科	40
	インテリア科	40
	情報システム科	40
玉名工業高等学校	機械科	80
	電気科	40
	電子科	40
	工業化学科	40
	土木科	40
小川工業高等学校	機械科	40
	建築科	40
	土木科	40
	設備工業科	40
	情報電子科	40
八代工業高等学校	機械科	80
	電気科	80
	工業化学科	40
	インテリア科	40
	情報技術科	40
水俣工業高等学校	機械科・機械コース	20
	機械科・電子機械コース	20
	電気科・電気コース	20
	電気科・情報電子コース	20
	建築科・建築コース	20
	建築科・インテリアコース	20
球磨工業高等学校	機械科	80
	電気科	40
	建築科・建築コース	20
	建築科・伝統建築コース	20
	建設工学科	40
天草工業高等学校	機械科	80
	電気科	40
	土木科	40
	情報技術科	40
熊本農業高等学校	農業科	40
	園芸・果樹科	40
	畜産科	40
	農業経済科	40
	農業土木科	40
	食品工業科	40
	生活科	40
北稜高等学校	普通科・人文コース	40
	情報処理科	40
	商業科	40
	園芸科学科	40
	造園科	40
	家政科学科	40
鹿本農業高等学校	施設園芸科	40
	食品工業科	40

	バイオ工学科	40
	生活科学科	40
菊池農業高等学校	農業科	40
	園芸科	40
	畜産科学科	40
	食品化学科	40
	生活文化科	40
矢部高等学校（仮称）	普通科（仮称）	40
	食農科学科・農業科学コース（仮称）	20
	食農科学科・食・生活コース（仮称）	20
	緑科学科・林業コース（仮称）	20
	緑科学科・みどり活用コース（仮称）	20
八代農業高等学校	園芸科学科	40
	食品科学科	40
	農業工学科	40
	福祉家庭科	40
八代農業高等学校泉分校	グリーンライフ科	40
芦北高等学校	農業科	40
	林業科	40
	福祉科	40
南稜高等学校	生産科学科	40
	園芸科学科	40
	環境工学科	40
	食品科学科	40
	生活経営科	40
	普通科・総合コース	40
芥明高等学校	普通科	40
	商業科	40
	園芸科学科	40
	食品科学科	40
	生活情報科	40
芥洋高等学校	普通科・総合コース	40
	海洋開発科・海洋コース	20
	海洋開発科・栽培コース	20
	水産食品科	40
翔陽高等学校	総合学科	280

（備考）

- ・ 水俣工業高等学校の機械科・機械コースと機械科・電子機械コース、電気科・電気コースと電気科・情報電子コース、建築科・建築コースと建築科・インテリアコースは、それぞれ学科ごとのくくり募集とする。
- ・ 矢部高等学校（仮称）の食農科学科・農業科学コース（仮称）と食農科学科・食・生活コース（仮称）、緑科学科・林業コース（仮称）と緑科学科・みどり活用コース（仮称）は、それぞれ学科ごとのくくり募集とする。
- ・ 南稜高等学校の生産科学科、園芸科学科は、くくり募集とする。

（定時制課程）

学 校	学 科 ・ コース	募集定員 (単位:人)
湧心館高等学校	普通科	40
	情報科学科・情報処理コース	30
	情報科学科・科学技術コース	10

玉名高等学校	普通科	40
荒尾高等学校	普通科	40
水俣高等学校	商業科	40
人吉高等学校	普通科	40
天草高等学校	普通科	40
熊本工業高等学校	機械科	40
	電気科	40
	建築科	40
八代工業高等学校	総合学科（仮称）	40

（専攻科）

学 校	専 攻 科 名	募集定員 (単位:人)
球磨工業高等学校	伝統建築専攻科	10

熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会公告第 4 号

第 4 回熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 2 1 年 9 月 1 1 日

熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会

- 1 日時
平成 2 1 年 9 月 1 5 日（火）
午前 1 0 時 4 0 分から正午まで
- 2 場所
熊本市東町 3 - 1 4 - 2
熊本県立熊本聾学校「会議室」
- 3 議題（予定）
 - (1) より身近な特別支援学校で学ぶための整備について
 - (2) 県立特別支援学校の校名について
 - (3) 報告書の様式等について
- 4 傍聴人の定員
1 0 人
- 5 傍聴手続
会議の傍聴手続は、午前 1 0 時 1 0 分から午前 1 0 時 3 0 分まで会議の会場入口において行い、協議会が認めたいえで、事務局の案内により会議の会場に入ることができる。ただし、受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号
熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会事務局
(熊本県教育庁高校教育課特別支援教育室)
(電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 6 8 3 内線 6 6 5 6)